

香川県報



第 71 号

平成 17 年

9 月 9 日（金曜日）

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

○生活保護法の規定による指定医療機関を休止した旨の届出（健康福祉総務課）

○身体障害者福祉法の規定による事業所の名称の変更の届出（障害福祉課）

○知的障害者福祉法の規定による事業所の名称の変更の届出（障害福祉課）

○児童福祉法の規定による事業所の名称の変更の届出（障害福祉課）

○道路の供用開始（三件）（道路保全課）

○道路の区域変更（二件）（道路保全課）

○道路の区域変更及び供用開始（二件）（道路保全課）

○昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関）

○融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等（の一部改正）（審査課）

○高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例の規定による保留地の処分に係る抽選の公告（都市計画課）

○警察本部公告（審査課）

○一般競争入札の実施（審査課）

○監査委員公表（審査課）

○監査結果の公表（二件）（審査課）

○監査結果に基づく措置の公表（二件）（審査課）

○平成十七年四月十五日（香川県規則第九二七号）香川県規則第六十号中訂正（審査課）

○

○

○

○

告 示

●香川県告示第五百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を休止した旨の届出があった。

平成十七年九月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

休 止 年 月 日	名 称	所 在 地
平成一七、八、一	近藤歯科医院	坂出市本町一丁目二番一六号

●香川県告示第五百六十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成十七年九月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番 号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一	坂出市谷町一―四	株式会社コムスン	平成十七年九月一日	身体障害者居宅介護
一〇一〇五一	（変更前） 株式会社コムスン 坂出マリンケアセンター	東京都港区六本木六丁目十番一号		
一八	（変更後） 株式会社コムスン さかいで谷町ケアセンター			
三七〇〇〇一	三豊郡高瀬町大字	株式会社コムスン	平成十七年九月一日	身体障害者居宅介護
一〇一〇六一	下勝間字六ツ松一	東京都港区六本木		

一六	二五一―一七五 六ツ松グリーンタ ウンテナント一 三号 (変更前)	六丁目十番一号		
	株式会社コムスン グリーンタウン高 瀬ケアセンター (変更後)			
	株式会社コムスン 高瀬町ケアセンタ			

●香川県告示第五百六十二号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。平成十七年九月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称 及び所在地	事業者の名称 及び主たる 事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇一〇五一 一七	坂出市谷町一―四 ―二 (変更前) 株式会社コムスン 坂出マリンケアセ ンター (変更後) 株式会社コムスン さかいで谷町ケア センター	株式会社コムスン 東京都港区六本木 六丁目十番一号	平成十七年 九月一日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇一〇六一	三豊郡高瀬町大字 下勝間字六ツ松一	株式会社コムスン 東京都港区六本木	平成十七年 九月一日	知的障害者居宅 介護

一五	二五一―一七五 六ツ松グリーンタ ウンテナント一 三号 (変更前)	六丁目十番一号		
	株式会社コムスン グリーンタウン高 瀬ケアセンター (変更後)			
	株式会社コムスン 高瀬町ケアセンタ			

●香川県告示第五百六十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。平成十七年九月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称 及び所在地	事業者の名称 及び主たる 事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇一〇五一 一六	坂出市谷町一―四 ―二 (変更前) 株式会社コムスン 坂出マリンケアセ ンター (変更後) 株式会社コムスン さかいで谷町ケア センター	株式会社コムスン 東京都港区六本木 六丁目十番一号	平成十七年 九月一日	児童居宅介護
三七〇〇〇三	三豊郡高瀬町大字	株式会社コムスン	平成十七年	児童居宅介護

一〇一〇六一 一四	下勝間字六ツ松二 二五一―一七五 六ツ松グリーンタ ウンテナント一 三号 (変更前) 株式会社コムスン グリーンタウン高 瀬ケアセンター (変更後) 株式会社コムスン 高瀬町ケアセンタ	東京都港区六本木 六丁目十番一号	九月一日
--------------	---	---------------------	------

●香川県告示第五百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年九月九日から同月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年九月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 高松善通寺線（二十三号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市中府町二丁目一六二番四地先から 丸亀市田村町道東一七四五番一地先まで	二〇・〇 二九・〇	七八一	平成十四年 香川県告示 第百二十号 で変更した 区域の一部

四 供用開始の期日 平成十七年九月九日

●香川県告示第五百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年九月九日から同月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年九月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 西白方善通寺線（二百十七号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡多度津町大字山階字大藪二二二 番五地先から 仲多度郡多度津町大字山階字大藪二二〇五 番二地先まで	一一・二 一一・〇	五八	平成十五年 香川県告示 第百六十 二号で変更 した区域の 一部

四 供用開始の期日 平成十七年九月九日

●香川県告示第五百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年九月九日から同月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年九月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 国分寺琴南線（三十九号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾南町大字千疋字国ヶ坪二二六〇番七地先から	一二・〇	四八〇	平成十二年香川県告示第六百六十号で変更した区域の一部
綾歌郡綾南町大字千疋字国ヶ坪二二二二番地先から	一二・八	五九〇	
綾歌郡綾南町大字千疋字蔵下二〇七六番地先まで	一九・〇		

四 供用開始の期日 平成十七年九月九日

●香川県告示第五百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年九月九日から同月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年九月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 鹿庭奥山線（二百六十三号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡三木町大字鹿庭字打木乙二一九番八地先から	前	四・六	一五	道路復旧工事に伴う道路区域の変更

三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡三木町大字鹿庭字打木二二八三番地先まで	後	五・六	一五	更
木田郡三木町大字鹿庭字打木乙二二七番一地先から	前	三・八	五八	
木田郡三木町大字鹿庭字打木乙二二七番一地先まで	後	一七・三	五八	
	後	五二・六		

●香川県告示第五百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年九月九日から同月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年九月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 財田上高瀬線（二百十八号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊郡高瀬町大字下勝間字本村原四九五番六地先から	前	二〇・〇	一五	道路区域の見直しによる変更、不用物件化
三豊郡高瀬町大字下勝間字加茂二七二五番一地先まで	後	一四・二	一五	
	後	一三・〇		

●香川県告示第五百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年九月九日から同月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年九月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 西白方善通寺線（二百十七号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前後別	後			
仲多度郡多度津町大字山階字大藪 一二五三番一地从先から 仲多度郡多度津町大字山階字大藪 一二四八番一地从先まで	前	後	九・〇 ） 一一・四	八五	
			一二・〇 ） 一三・六	八五	

四 供用開始の期日 平成十七年九月九日

●香川県告示第五百七十号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成十七年九月十二日から施行する。

平成十七年九月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 二 指定代理金融機関 2 指定代理金融機関の店舗の名称及び位置の表備考 指定代理金融機関香川県信用農業協同組合連合会の業務を代理する農業協同組合の名称並びに店

舗の名称及び位置の表香川県農業協同組合の項中

香川支店 香川町

を削る。

公 告

●香川県公告第五百十三号

高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例（平成五年香川県条例第三号）第七条の規定により抽せんによる保留地の処分をするので、高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の保留地の処分に関する規則（平成八年香川県規則第五十九号。以下「規則」という。）第三条の規定により次のとおり公告する。

平成十七年九月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 処分する保留地の位置、地積及び処分価格
 - 1 (一) 位置 高松市錦町一丁目二三番三（二五街区一―一画地）
 - (二) 地積 二八八・九四平方メートル
 - (三) 処分価格 四二、一八五、二四〇円
 - 2 (一) 位置 高松市錦町二丁目一番一二（二六街区一―一画地）
 - (二) 地積 四〇六・二五平方メートル
 - (三) 処分価格 六〇、五三一、二五〇円
 - 3 (一) 位置 高松市錦町二丁目一番一三（二六街区一―二画地）
 - (二) 地積 二〇二・二九平方メートル
 - (三) 処分価格 二八、一一八、三一〇円
- 二 抽せんの日時及び場所
 - 1 日時 平成十七年十月十一日（火曜日）午前十時から
 - 2 場所 高松市番町四丁目一番十号 香川県庁本館十二階第一会議室
- 三 抽せんの参加者の資格に関する事項
 - 1 次に掲げる者は、当該抽せんに参加することができない。
 - (一) 抽せんに係る契約を締結する能力を有しない者
 - (二) 破産者で復権を得ない者

(三) 規則第二条第二項の規定に該当する者

なお、当該抽せんのおいれ、その公正な執行を妨げた者は、その後の抽せんに参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

2 当該保留地の使用又は収益を開始することができる日から三年以内に土地の利用を
図ることができる認められる者でなければ、抽せんに参加することができない。

3 当せん者及び補欠者の抽せんにおいて、一つの保留地に二人以上の者から抽せん参加の申込みがあつたときは、その保留地に隣接する画地を同時に申込んだ者を他の者より優先する。

四 抽せんの無効に関する事項

次に掲げる事項のいづれかに該当すると認められる場合には、抽せんを無効とする。

1 抽せんの際に不正の行為があつたと認められる場合

2 当せん者が三に掲げる抽せんの参加者の資格を有しないことが判明した場合

五 抽せんの取消し又は延期による損害に関する事項

1 天災その他やむを得ない事由がある場合は、抽せんを取り消し、又は延期する。

2 1の場合における抽せんの取消し又は延期による損害は、抽せん参加者の負担とする。

六 抽せん参加申込書の提出先及び提出期限

1 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番十号 香川県土木部都市計画課

電話番号〇八七―八三二―三六〇〇

2 提出期限

平成十七年九月三十日(金曜日)午後五時(郵送により提出する場合は、同日までに必着のこと。)

なお、受付時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

七 抽せん参加申込書に添付する書類

1 申込者が個人である場合にあっては、本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び

東京法務局の発行する成年後見登記制度における登記事項証明書
2 申込者が法人である場合にあっては、法人の所在地の法務局登記官が発行する資格証明書(法人の名称及び代表者の職氏名を証明したもの)

3 印鑑証明書

4 土地利用計画書

警察本部公告

●香川県警察本部公告第十二号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十五号)第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則(昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。)第六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成七年年条約第二十三号)の適用を受けるものである。

平成十七年九月九日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

一 入札に付する事項

1 借入件名及び数量 交通管制センター中央装置 一式

2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。

3 借入期間 平成十八年三月一日から平成二十三年二月二十八日まで

4 借入場所 香川県警察本部交通部交通規制課交通管制センター

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 契約書作成の要否 要

三 入札説明書を交付する期間及び場所

平成十七年九月九日から同月二十二日までの間（日曜日及び土曜日並びに同月十九日を除く日の午前八時三十分から午後五時十五分までに限る。）

郵便番号七六〇―八五七九 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県警察本部交通部交通規制課 電話番号〇八七―八三三―〇一一〇

四 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、平成十七年九月三十日午後五時十五分までに三に示した場所に対し文書で行うこと。

回答は、平成十七年十月六日及び同月七日の午前九時から午後五時十五分までの間に示した場所において閲覧に供する。

五 入札及び開札を行う日時及び場所

平成十七年十月二十一日午前十時

香川県警察本部入札室

六 入札保証金及び契約保証金

規則第五百二十二条各号に該当する場合は、保証金を減免するので、減免を希望する者は、平成十七年十月十一日午後三時まで申請書を三に示した場所に提出すること。

七 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付されている者であること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

5 納入しようとする物品が、入札説明書又は仕様書に示す特質等を有することを証明した者であること。

6 本公告に示した物品を指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。

7 本公告に示した物品に係る迅速な保守サービスの体制が整備されていることを証明

した者であること。

八 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、七の5から7までに示した要件を満たすことを証明する書類を平成十七年十月十一日午後三時まで三に示した場所に提出し、当該書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は平成十七年十月十四日までに通知する。

九 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

十 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

十一 落札者の決定方法

規則第四百七条第一項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

十二 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者による同条第二項に規定する信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

十三 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

十四 その他

- 1 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることには、入札の参加資格があるとの旨、三回以上の日時及び場所において、交付を受けること。
- 2 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

十五 Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be leased: Traffic Control Center Main Controller, 1 set.
- 2 Time-limit for tender: 10:00 am, October 21, 2005
- 3 Contact point for the notice: Traffic Management and Control Division of Traffic Department, Kagawa Prefectural Police Headquarters, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8579.
TEL 087-833-0110

監査委員公表

●香川県監査委員公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成17年9月9日

	香川県監査委員	栗田隆義
1 監査対象部局	健康福祉部（病院事業会計）	同
2 監査対象年度	平成16年度	同
3 監査の概要		同
監査対象機関		野田峻司
丸亀病院	監査年月日	石川 治
がん検診センター	平成17年7月13日	同
中央病院	平成17年7月14日	同

県立病院課

平成17年7月15日

津田病院

平成17年7月20日

白鳥病院

〃

4 監査の結果

事業の運営及び予算の執行については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 宿日直手当の支給について

宿日直手当の支給に当たり、超過勤務時間を控除した宿日直時間が5時間未満であるにもかかわらず、5時間以上として誤って支給しているため、返納させる必要がある。（中央病院）

イ 特殊勤務手当の支給について

特殊勤務手当の支給に当たり、勤務実績の認定を誤って支給しているため、返納させる必要がある。（中央病院）

(3) 検討指示事項

ア 委託契約について

病院事業においては、特殊な技術・設備又は高度な専門的知識を必要とすることなどから、業務委託に当たっては多くを随意契約としているが、病院間で共通する事業については一元的に契約することを含め、契約の競争性、公平性、透明性の確保の観点からその方法を見直す必要がある。

(各病院)

●香川県監査委員公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成17年9月9日

香川県監査委員 栗田隆義

1	監査対象部局	水道局	同	石川豊
2	監査対象年度	平成16年度	同	石川稠治
3	監査の概要		同	野田峻司
4	監査の結果			
<p>事業の運営及び予算の執行については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。</p> <p>予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。</p> <p>(1) 指摘事項 該当事項なし</p> <p>(2) 指導注意事項 ア 超過勤務手当の支給について 超過勤務手当の支給に当たり、支給割合を誤っているため、正当額との差額分を返納させる必要がある。(水道局)</p> <p>(3) 検討指示事項 該当事項なし</p>				
<p>●香川県監査委員公表第23号 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。 平成17年9月9日</p>				
		香川県監査委員	栗田隆義	
		同	石川豊	
		同	石川稠治	
		同	野田峻司	

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 平成16年度
- 3 措置の状況

監査の結果(対象機関)

措置の状況

指導注意事項	措置の状況
<p>ア 通勤手当について 交通機関と交通用具を併用している職員の通勤手当の支給に当たり、交通用具利用に係る手当が支給されていなかったため、追給する必要がある。(環境保健研究センター)</p> <p>イ 超過勤務手当の支給について 超過勤務手当又は休日給の支給に当たり、支給割合を誤っているため、正当額との差額分を返納させ又は追給する必要がある。(環境保健研究センター)</p> <p>ウ 旅費の支給について 公用車利用により土庄町へ出張した際、車両航送料を支出しているにもかかわらず、誤って船賃を含んだ旅費を支給していたため、正当額との差額を返納させる必要がある。(環境・水政策課)</p> <p>エ 嘱託報酬の支出について 平成16年4月分の嘱託報酬の支出に当たり、支出調書は正当額で作成されていたが、誤って前年度の報酬月額で支出命令を行ったため過払いとなっていたため、正当額との差額分を返納させる必要がある。(直島環境センター)</p>	<p>平成17年3月に追納済みである。</p> <p>平成17年3月に返納済み又は追納済みである。</p> <p>平成17年4月に返納済みである。</p> <p>平成17年4月に返納済みである。</p>

●香川県監査委員公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成17年 9月 9日

香川県監査委員 栗田 隆 義
同 石川 豊
同 石川 稠 治
同 野田 峻 司

- 1 監査対象部局 健康福祉部
- 2 監査対象年度 平成16年度
- 3 措置の状況

指導注意事項	監査の結果（対象機関）	措 置 の 状 況
	ア 通勤手当の支給について （ア）自動車で通勤する職員の通勤手当の支給に当たり、通勤距離の認定を誤っているものがあつたので、正当額との差額分を返納させる必要がある。（健康福祉総務課・東讃保健福祉事務所） （イ）通勤手当の加算の支給に当たり、給与システムの入力を誤っているものがあつたので、正当額との差額分を返納させる必要がある。（保健医療大学）	平成17年 4月に返納済みである。 平成17年 4月に返納済みである。
検討指示事項	健康生きがい中核施設について	今後の施設の管理・運営について

は、平成10年から各圏域ごとに順次整備してきたところであるが、県における財政再建や市町合併の進展の中で、改修・修繕等で、将来、財政負担が懸念されることから、指定管理者制度の導入等を含め、今後の施設の管理・運営について、早期に適切な対応を図る必要がある。（長寿社会対策課）

ては、施設設置市町と協議の場を設け、具体的な施設の対応策について検討していくこととしており、すでに施設設置市町と協議を進めているところである。

正 誤

平成十七年四月十五日（香川県報第九二二七号）香川県規則第六十号中訂正

ページ	下段	誤	正
		香川県規則第六十号	香川県規則第六十の二号